

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第45号

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第16条」を「第10条」に改める。

別表第2項の表鳥取市立小鷲河地区公民館の項中「鳥取市鹿野町鷲峯」を「鳥取市鹿野町小別所」に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。